



エルセラーンホール・バンケットルームのご案内

会場費								(10%税込金額)
会場名	面積		2時間 基本料金	追加料金 (1時間)	9:00~18:00	18:00~21:00	食事室料金 (2時間)	
	㎡	坪						
3F Banquet Room								
エルシェラ	129.0	39.0	¥44,000	¥22,000	¥176,000	¥99,000	¥7,150	
シェラディ	106.6	32.3	¥33,000	¥16,500	¥132,000	¥74,250	¥5,775	
ルメード(ステージ有り)	129.0	39.0	¥44,000	¥22,000	¥176,000	¥99,000	¥7,150	
エルシェラ+シェラディ	235.6	71.3	¥77,000	¥38,500	¥308,000	¥173,250	¥12,650	
シェラディ+ルメード								
エルシェラ+シェラディ+ルメード	364.6	110.3	¥121,000	¥60,500	¥484,000	¥272,250	¥19,800	
3階 バンケットルーム全面+ホワイエ	554.6	167.8	¥176,000	¥88,000	¥704,000	¥396,000	¥19,800	
5F Elseraine Hall								
エルセラーンホール(平日)	418.3	126.5	¥79,200	¥39,600	¥316,800	¥178,200	—	
エルセラーンホール(土・日・祝)			¥118,800	¥59,400	¥475,200	¥267,300		
ホワイエ(ホワイエのみのご使用不可)			¥55,000	¥27,500	¥220,000	¥123,750		
15F Free Space Sky Atrium								
スカイアトリウムA	36.6	11.1	¥22,000	¥11,000	¥88,000	¥49,500	¥3,300	
スカイアトリウムB								
スカイアトリウムC								
スカイアトリウム(A+B)	73.2	22.1	¥44,000	¥22,000	¥176,000	¥99,000	¥6,600	
スカイアトリウム(B+C)								
スカイアトリウム(A+B+C)	109.8	33.2	¥66,000	¥33,000	¥264,000	¥148,500	¥9,900	
15階貸し切り			¥88,000	¥44,000	¥352,000	¥198,000	¥9,900	

収容人数												
会場名	面積		タテ ヨコ		高さ		立食	着席 (卓盛)	スクール		口の字	シアター
	㎡	坪	m	m	最少m	最大m			2名掛	3名掛		
3F Banquet Room												
エルシェラ	129.0	39.0	7.5	17.2	3.8	4.2	80	48	48	72	54	132
シェラディ	106.6	32.3	6.2				70	32	32	48	54	99
ルメード(ステージ有り)	129.0	39.0	7.5				80	48	48	72	54	132
エルシェラ+シェラディ	235.6	71.3	13.7				150	100	60	90	72	240
シェラディ+ルメード			21.2				250	180	120	180	96	450
エルシェラ+シェラディ+ルメード	364.6	110.3	21.2	—	—	—	—	—	—			
3階 バンケットルーム全面+ホワイエ	554.6	167.8	—	—	3.1	—	—	—	—	—	—	
5F Elseraine Hall												
エルセラーンホール(平日)	418.3	126.5	23.3	20.0	2.3	8.9	—	—	—	—	—	416
エルセラーンホール(土・日・祝)												
15F Free Space Sky Atrium												
スカイアトリウムA	36.6	11.1	6.0	6.1	3.0	3.7	—	10	12	18	12	35
スカイアトリウムB												
スカイアトリウムC												
スカイアトリウム(A+B)	73.2	22.1	12.2	18.3	—	—	35	32	28	42	36	90
スカイアトリウム(B+C)												
スカイアトリウム(A+B+C)	109.8	33.2	—	—	—	—	100	48	48	72	54	150

- ◆上記料金は税抜き金額の表示になります。消費税率の変更などにより記載価格は訂正される場合がございます。その都度ご確認くださいませ。
- ◆展示会などの料金は上記料金の3倍。
- ◆会場の使用時間は原則8:00~22:00。
- ◆朝食会は会議会場費。
- ◆搬入・搬出料金は追加料金5割増しとなります。(前日~24:00/当日7:00)
- ◆展示会などの22:00以降搬出・入作業の場合別途立ち会い人件費(一人)10,000円税別。
- ◆9:00以前、また18:00以降の会議会場費は1.5割増しとなります。



宴会場のご利用に際して

ホテル エルセラーン大阪では、宴会場または催事（以下、宴会等と称します）のご利用を下記のとおり規約を設けております。予めご了承ください。

宴会・催事利用規約

1. 宴会時間と追加料金

宴会場のご利用開始から終了までのご契約時間（以下宴会時間と称します）は所定の室料金をお支払いいただいておりますが、この宴会時間を超過した時間と撤去時間の合計が30分を超える場合は、超過料金に応じて追加室料を頂戴いたします。但し、次の会場使用時刻との関連で、ご使用時間の超過に応じられない場合もございますので、予めご了承ください。

2. 料理の変更

料理等の最終変更については、予定人数の1割を超える変更の場合、開催日の7日前の正午までに、それ以外の変更については開催日の2日前の正午までにホテル営業担当者にご通知ください。それ以降は手配が完了いたしておりますので、当日出席人数が予定より減少した場合でも、最終予定数の料金を請求させていただきます。

3. 予約金

宴会場のご予約の際には、ご予約金を申し受けます。ご予約金の金額につきましては、ご宴会見積書金額に基づいて提示させていただきます。

4. 前受金

ご提示いたしました御見積金額をご宴会開催日までに全額お支払いいただけます。

5. 取消料

お客様のご都合により宴会等契約の全部または一部をお取り消しされます場合並びに期日を変更されます場合には、下記の内容によりご精算させていただきますのでご了承ください。

取り消し日と料金

（ご予約成立時の翌日より起算します）

ご予約成立時翌日～ 開催日の60日前まで	御見積合計金額の 10%
開催日の59日前より 30日前まで	御見積合計金額の 20%
開催日の29日前より 15日前まで	御見積合計金額の 30%
開催日の14日前より 8日前まで	御見積合計金額の 50%
開催日の7日前より 2日前まで	御見積合計金額の 90%
開催日前日当日の お取り消し/期日変更 （不連絡含みます）	御見積合計金額の 100%

※手配済みのものは実費請求させていただきます。

6. 装飾、余興などの手配

ご宴会等に関する装飾、装花、音響・照明、余興、音楽、パンケットレセプタント、引き出物などにつきましては、ホテル指定の業者をご利用ください。お客様の都合で、ホテル指定業者以外の業者をご利用になる場合は、事前にホテル側の了解を得たうえでご手配くださいますようお願い申し上げます。

7. 直接ご依頼の業者に対する指示

ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼された業者が行う宴会等の装飾、余興等の前項に関する搬入・搬出、または、看板のサイズ、取り付け方法、設置場所は、ホテルの指示に従って行っていただきます。

8. 損害賠償

お客様、あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方は、ホテルの施設、什器備品等を破損、損傷させることのないよう十分ご注意ください。万一ホテルの施設、什器備品等に破損が生じた場合は、お客様あるいはお客様が直接依頼された業者、関係者の方に、すみやかに処理していただくか、損害賠償金をご負担いただきます。

9. 禁止事項

次にあげる各項目につきましては禁止事項となっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- ① 盲導犬等の介護介助目的の動物以外の犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜類等の持ち込み。
- ② 発火または引火性の物品などの危険物の持ち込み。
- ③ 悪臭を発生するものの持ち込み。
- ④ 法令または公序良俗に反する行為および他のお客様にご迷惑になる言動。
- ⑤ 備品等の移動。
- ⑥ ご予約時の使用目的以外のご利用。
- ⑦ その他、法令で禁じられている行為。

10. 解約

ご宴会等をお申し込みのお客様及びご宴会等にご出席のお客様が上記1～9の規約に違反する場合、あるいはそのおそれがある場合は、ご宴会等を解約させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

特に、3. 予約金、4. 前受金をご請求させていただいた場合、指定の日までにご入金がない場合は、前項のおそれがある場合として、ご宴会等のご予約を解約のうえ、お取り消しの場合に準じて算出した取消料相当額のご負担をご請求させていただくこともありますので、ご了承ください。

11. その他の事項について

下記に該当する場合は、ご予約成立後でも宴会等のご利用をお断りいたします。

- ① 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律77号）による指定暴力団及び指定暴力団員
- ② 第2条第6号の暴力団員、または同法第2条第2号の暴力団と関係を有する企業または団体の関係がある場合。
- ③ 反社会的団員（暴力団及び過激行動団体等、ならびにその構成員）
- ④ ホテルの他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合。
- ⑤ ホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合。



HOTEL ELSÉREINE OSAKA